平成31年度地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価 について

# 1 趣旨

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、地域における高齢者福祉の推進を担う機関であるとともに、指定介護予防支援事業所として、介護予防支援業務(要支援者の「介護予防サービス計画」の作成等)を実施する事業者であることから、その運営については、高度な公正・中立性が求められている。

このため、町が作成した評価基準を基に地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)において、定期的又は随時に各センターが実施した介護予防支援業務について評価をするものとする。

### 2 評価基準について

(1) 評価基準の勘案事項

評価基準作成の勘案事項としては、国から次の2点が示されている。

- ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。
- イ センターにおける介護予防サービス計画において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
- (2) 本町の評価基準

本町としては、各センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価については、下記に基づき町高齢者支援課において実施するものとする。

### ア 対象サービス種類

- | 訪問型サービス(介護予防訪問型サービス、基準緩和訪問型サービスA)
- → 通所型サービス(介護予防通所型サービス、基準緩和通所型サービスA)
- り 訪問型サービス及び通所型サービス(自立支援リハビリサービス)

### イ 評価方法

- (7) 毎年度1回、特定月(運営協議会の開催時期を考慮し、町で任意に決定するものとする。)に各センターが作成した介護予防サービス計画(委託分を含む。)のうち、上記2(2)アに掲げるサービスについて、介護予防サービス計画の数を集計し、それぞれのサービスについて、最も利用の多い事業者への集中状況を評価するものとする。
- (4) 具体的には、特定の事業者の介護予防サービス計画数の占有率を算定し、その割合が、50%を超えた場合、町は該当するセンターに対しヒアリングを実施するものとする。
- (別 ヒアリングの結果、利用者に対して複数のサービス事業者を紹介しても、当 該事業者のサービスを強く希望するなどの正当な理由がなく課題があると判 断したときは、判定基準値以下とする是正計画を提出させるなどの指導を行う

ものとする。ただし、対象サービス種類ごとの、介護予防サービス計画総件数が 10件未満の場合は、評価の対象としない。

# 3 算出方法

(1) 訪問型サービス

特定月に作成された、A社の訪問型サービスにかかる介護予防サービス計画の件数:特定月に作成された、訪問型サービスにかかる介護予防サービス計画の総件数

(2) 通所型サービス

特定月に作成された、A社の通所型サービスにかかる介護予防サービス計画の件数:特定月に作成された、通所型サービスにかかる介護予防サービス計画の総件数

(3) 訪問型サービス及び通所型サービス(自立支援リハビリサービス)

該当年度中に作成された、自立支援リハビリサービスにかかる介護予防サービス計画の件数÷特定月に作成された、自立支援リハビリサービスにかかる介護予防サービス計画の総件数

(4) 運営協議会への報告

町は、上記の結果を評価し、運営協議会へ報告するものとする。

# 4 評価基準値の見直し

評価基準については、センターにおける介護予防支援業務の実態に応じ必要がある と認められるときは、町が見直しを行うものとする。